

## ご契約に際して

### ■愛称について

「介護その時に」は介護サポート総合保険(重度介護特約・軽度介護特約)の愛称です。

### ■加入・更新年齢について

- 新規加入可能年齢：満65歳～84歳
- 更新可能年齢：満100歳まで

### ■保険期間・更新について

保険期間は1年です。自動更新により満101歳の契約応当日の前日まで保障が継続します。

### ■保険料のお支払について

- 保険料払込期間：1年
- 保険料払込方法：月払・年払
- 払込方法：口座振替(月払：毎月26日 年払：責任開始日の属する月の26日※金融機関休業日は翌営業日)またはクレジットカード

### ■お申し込みから保障の開始まで



※申込書類の締切日は毎月15日(当社着)です。締切日までに申込書類一式が当社に到着した場合、翌月26日に初回保険料の振替を行います。

※初回保険料より口座振替またはクレジットカードによるお支払いとなります。代理店による現金領収、弊社への振込対応は取り扱っておりません。

※初回保険料振替日の当月1日が契約日となり、その日から保障が開始されます。初回保険料の振替ができなかった場合には、翌月に再度振替ます。翌月の振替日に振替ができなかった場合には、お申込は不成立となります。改めてお申込ください。

※契約年齢は契約日における被保険者の満年齢です。

※上記は口座振替の場合です。クレジットカード払いの場合、お支払日はカード会社所定の日となります。

※申込書類、口座振替依頼書に記入、押印漏れ等の不備がある場合や、当社が確認を要する事項がある場合には、上記スケジュール通りにならない場合があります。

### ■保険金等のお支払い事由について(下記のときお支払いします。)

重度介護保険金	被保険者が保険期間中に日本国内外において、責任開始日以後に生じた傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、要介護4または5の状態になったとき
軽度介護給付金	被保険者が保険期間中に日本国内外において、責任開始日以後に生じた傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、要介護2または3の状態になったとき

### ■保険金等のお支払いが制限される場合

当商品には、保険金等をお支払いできない「免責事項」があります。詳細につきましては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款」にてご確認の上、お申込みください。

### ■契約者配当金、満期保険金について

当商品には契約者配当金、満期保険金はありません。

### ■「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款」について

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款」は、ご契約について大切な事柄につき説明しています。ご契約の際には必ずご確認の上、お申込みください。尚、契約後は保険証券と共に保管してください。

### ■少額短期保険募集人について

当社の少額短期保険募集人には、保険契約締結の代理権、告知受領権はありません。お引き受けの可否につきましては当社が判断致します。

### ■個人情報の取扱について

当社では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心がけております。申込書等にご記入いただいた個人情報は、契約の引受、継続や維持管理、保険金等の支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。尚、業務上必要な範囲で業務委託先およびグループ会社、取扱代理店と情報を共有致します。



アスモ少額短期保険株式会社

# 介護 その時に

介護サポート総合保険  
(重度介護特約・軽度介護特約)

## Point 1

要介護2以上で  
一時金をお支払い

## Point 2

医師の  
審査不要

## Point 3

100歳までの  
保障であんしん



65歳～  
84歳まで  
申込可

引受少額短期保険会社  
アスモ少額短期保険株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-28-6 いちご西参道ビル5階  
TEL: 0120-53-2610 FAX: 03-6300-6243  
URL: http://www.asmo-ssi.co.jp

取扱代理店

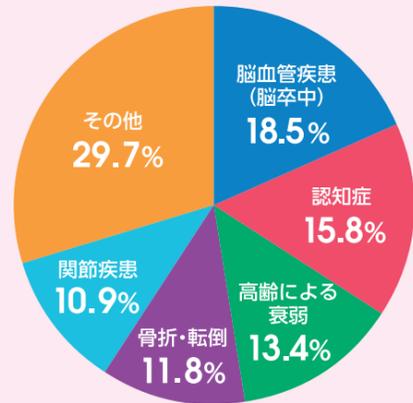


# 「介護その時に」は、認知症等により要介護認定※がされた時、一時金が受け取れます。

※公的介護保険により要介護2以上

## 介護が必要な状態になると、どのくらいのお金が必要になるのでしょうか？ 公的介護保険があるから、大丈夫？

図1 介護が必要になった原因



出典：厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」  
第14表 要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の  
構成割合 平成25年より

ご存知でしたか？

### 65歳以上の「5人に1人」が認知症に

高齢化が進み、今後も認知症患者は増加の一途をたどるとみられます。厚労省の推計では、認知症患者数は2015年の517万人から、25年には675万人に増える見込みです。これは65歳以上高齢者の5人に1人が認知症になることを意味します。「私は認知症にはならない」と思っていないませんか？

### 自宅で介護を受ける場合

自宅の改装費用等の例

車いす購入代金	2～10万円
廊下・トイレの手すり取り付け費用	7万円～
自宅への段差へのスロープ工事費用	40～50万円
浴室のバリアフリー化(ユニットバス交換)費用	100万円

そのほか、

- 公的介護保険利用料の自己負担金(利用料の1～3割)
- 介護のため家人が仕事を辞めたり、減らしたりした場合の収入減
- 外出時の介護タクシー代
- 家人外出時等のヘルパー費用 等

### サービス付高齢者住宅や有料老人ホームに入居される場合

入居一時金	平均300万円
毎月の家賃・利用料	10万円～30万円
公的介護保険利用料の自己負担金	利用料の1～3割

## Plan 3つのプランよりお選びください

月払保険料と保障額

単位：円

プラン	充実プラン		お手頃プラン		ちょこっとプラン	
	重度介護保険金額：300万円		重度介護保険金額：200万円		重度介護保険金額：100万円	
	軽度介護給付金額：50万円		軽度介護給付金額：30万円		軽度介護給付金額：20万円	
契約年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性
65歳～69歳	1,544	1,174	1,010	770	534	404
70歳	2,011	1,627	1,315	1,066	696	561
71歳	2,478	2,079	1,620	1,362	858	717
72歳	2,946	2,538	1,926	1,663	1,020	875
73歳	3,515	3,247	2,299	2,127	1,216	1,120
74歳	4,102	3,980	2,683	2,607	1,419	1,373
75歳	4,613	4,697	3,017	3,077	1,596	1,620
76歳	5,201	5,431	3,401	3,557	1,800	1,874
77歳	5,785	6,154	3,783	4,031	2,002	2,123
78歳	6,821	7,858	4,460	5,148	2,361	2,710
79歳	7,855	9,570	5,136	6,269	2,719	3,301
80歳	8,907	11,308	5,823	7,407	3,084	3,901
81歳	9,956	13,044	6,509	8,544	3,447	4,500
82歳	11,031	14,794	7,211	9,691	3,820	5,103
83歳	12,773	18,089	8,348	11,853	4,425	6,236
84歳	14,618	21,447	9,553	14,055	5,065	7,392

重度介護保障：公的介護保険で要介護4または5と認定されたとき

軽度介護保障：公的介護保険で要介護4または5と認定される前に要介護2または3と認定されたとき(※)

※要介護2または3に認定される前に要介護4または5に認定された場合は、重度介護保障のみのお支払いとなります。

年払の取り扱いもあります。詳しくは、当社までご連絡ください。

## 「介護その時に」5つの大きな特長

1. 公的介護保険の要介護認定と連動、シンプルで分かりやすい
2. 公的介護保険で要介護4または5と認定されたとき、一括して300万円(充実プランの場合)
3. 公的介護保険で要介護2または3と認定されたとき、一括して50万円(充実プランの場合)
4. 必要最小限の介護保障に絞ることにより、お手頃な保険料を実現
5. 自動継続により100歳まで保障が継続

自宅のバリアフリー化の費用、介護用品購入代金、  
有料老人ホーム一時金等にご活用いただけます。

## 該当となる要介護状態

### 要介護2 <軽度の介護を必要とする状態>

食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。

### 要介護3 <中等度の介護を必要とする状態>

食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。

### 要介護4 <重度の介護を必要とする状態>

食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

### 要介護5 <最重度の介護を必要とする状態>

食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典：生命保険文化センター(平成24年)公的介護保険で受けられるサービスの内容は？